

迅速・正確・丁寧を理念に、こだわりと熱意を持って組織一丸の全力対応

遺言書作成から遺産分割まで 豊富な実績が生む相続問題のプロ集団

親族間の争い故に、こじれると訴訟にまで発展することもある相続問題。そこで必要となるのが弁護士の方だ。高橋綜合法律事務所は、四半世紀にわたる豊富な経験と実績をもって個々の状況に応じた解決策を提供する。

豊富な相続問題事例と 訴訟戦略に強み

高橋綜合法律事務所は、今年で開設26周年となる伝統ある法律事務所だ。特に損害賠償事件などの訴訟・交渉に強いことで知られる。クライアントは幅広い業種の大手企業や中小企業、地方自治体、個人まで多岐にわ

高橋綜合法律事務所
代表
高橋達朗
弁護士



たり、高橋達朗代表の他、12人の弁護士が多彩なりーガルサービスを提供している。これまでに手掛けた訴訟・交渉事例は1万件を超え、その知見は各弁護士が共有、複雑な案件の場合にはチームを組み、機動性をもって対応する体制を持つ。

このような特徴は相続問題において十二分に発揮される。最近では、個人顧客によるいわば「定番」の遺産分割・遺留分減殺などの依頼にとどまらず、企業経営者による事業承継の相談や、相続税の増税を見据えた顧客による相続対策の相談も増えているという。高橋代表は、同事務所の強みをこう語る。

「訴訟や審判、調停となった場合、高橋達朗代表の他、12人の弁護士が多彩なりーガルサービスを提供している。これまでに手掛けた訴訟・交渉事例は1万件を超え、その知見は各弁護士が共有、複雑な案件の場合にはチームを組み、機動性をもって対応する体制を持つ。」

複雑化する親族間の 遺産分割協議をめぐる争い

相続のもめ事は親族間の争いになるので、一度こじれると感情的になり、意地の張り合いから経済的合理性だけでは解決に至らないケースも多い。

とりわけ、遺産分割協議でもめるケースが多いため、弁護士



高度な専門性を持つ弁護士が必要に応じてチームを組み機動性をもって対応する

が相続人間の調整を図って遺産分割協議書を作成する場合もあれば、裁判所に調停を申し立てて家事調停で協議する場合もある。しかし、それでも審判や訴訟に発展する場合も少なくない。「特殊な例ですが、同居して父親の事業を手伝っていた長男が、相続開始前に家屋の名義を自分に変えていた場合、父親の死後、その他の相続人から『名義は長男が勝手に変えたものだから家は相続財産に含まれる』と主張され、調停で解決できないケースがあります。この場合、名義変更が被相続人の意思で行われたかが争われ、仮にその意思で行われたとしても、生前贈与としての家屋の評価をどうするか問題となります。」

また、長男が「相続財産の維持管理への貢献を評価すべきだ」と寄与分の主張をすると、解決までに長い時間がかかります。そのような事態を回避するためには、被相続人が元気づち自らの意思を明確にし、相続人となる者に周知するといった事前の十分な対策が必要だと、高橋代表は説明する。

高橋代表が勧めるのは、公正

証書で遺言書を作成する方法だ。「遺言書は自筆で書く方法もありますが、信頼できる弁護士に依頼して公正証書遺言を作成し、その弁護士に遺言執行者になってもらい、その事実を相続人に知らせておくことがトラブル防止のためには非常に有効です。」

また遺言書は、元気づちに作成しておくべきです。認知症が疑われる段階になってから作成したり、長男や長女など特定の相続人が主導して作成すると、遺言が無効であると主張され、争いに発展する場合があります。遺言書は法的に有効なものだけでなく無意味です。遺言書は、見直しが必要なら何度でも変更でき、最後の遺言書が効力を持つことになる。それほど思い詰めることなく、早い段階から作成しておくべきだ。

相続開始前から開始後まで ワンストップで幅広く対応

相続は、身近な法律問題だが、一生に何度も経験するものではない。争いに発展した場合の対応についても、相続の法的知識と経験が豊富な弁護士に早めに相談することが相続問題解決の

糸口になるだろう。

相続問題の対策や解決を弁護士に依頼するメリットとして、高橋代表は、相続開始前の贈与契約書や遺言書作成業務から、相続開始後の相談や遺産分割協議の交渉（相続人の範囲の確定や遺産の調査を含む）、また、調停・審判・訴訟などの法的手続きや登記の対応、さらには、遺言執行や相続財産管理まで、顧客の状況やニーズに応じた適正な解決策をワンストップで幅広く提案・提供できることを挙げる。

他士業との違いは、最終的に法的紛争になった場合に事案の大小にかかわらず代理人になれるか否かという点だ。弁護士であればこそ、万が一法的紛争に至った場合にも結局解決まで一貫した対応が可能となる。

開設当初からの理念は、「迅速」「正確」「丁寧」の三カ条。高橋綜合法律事務所では、これらの理念を基に、熱意と細やかな顧客の信頼と満足を獲得している。相続に不安を抱える顧客にとっては、豊富な経験と実績を誇る心強いプロ集団といえるだろう。

高橋綜合法律事務所が提供する主な相続関連サービス

相続対策	遺言書作成・相談 死因贈与 生前贈与 事業承継 養子縁組 任意後見等	
相続開始後	遺言書あり 遺言書の探索・検認 遺言執行 遺留分減殺請求 相続放棄	遺言書なし 相続人の調査・確定 遺産の調査・確定・評価 遺産分割の相談・交渉・調停 相続放棄
遺産分割後	不動産登記等	

登記や税務関連の相談についても、司法書士、税理士らと連携して対応が可能